

従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は

1. すぐやること

- 感染が判明した者は『自宅待機』とします。（医療機関から発生届が提出された後、本人には保健所から連絡がいきます）
- 職場では、必要に応じて2・3に記載されている内容を実施してください。

2. 濃厚接触の可能性のある方のリストアップ

- 誰が濃厚接触者に当たるかは保健所が総合的に判断し、決定します。
- 保健所が事業所に対し、濃厚接触の可能性のある方のリストや職場の配置図等の提出を求める場合があります。御協力をお願いします。



<参考：濃厚接触者の対象例>

- ① 感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者
- ② 1メートル以内（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で、互いにマスクなしで会話をした者
- ③ 1メートル超から2メートル未満の距離（互いに手を伸ばした際に触れない距離）は保っていたが、マスク着用等なしで、感染者と15分以上の接触（会話や飲食等）があった者
- ④ 感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者

3. 施設の消毒

感染者が使用した可能性のある①、②の消毒をお願いします。

- ①手で触れる共有部分
ドアの取っ手やドアノブ、スイッチ、受話器等
- ②トイレ
床、便器、便器の蓋、流水レバー、スイッチ等



消毒方法の詳細はこちら



よくある質問～もしも従業員がコロナになったら編～

Q. 会社の従業員のうち1人が陽性者となりました。基本的な感染対策はとっていたため他の従業員は濃厚接触者に特定されませんでしたでしたが、会社としてどのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. 感染者については、保健所が指示する時期まで療養が必要となります。
なお、濃厚接触者に特定されなかった場合でも、他の従業員の体調管理を徹底し、**体調不良時には速やかに医療機関を受診**するよう御案内ください。
感染者が触れた場所等を消毒する場合、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」やアルコール消毒液が有効です。

Q. 新型コロナウイルスに感染した社員がいる場合、会社の消毒はどうしたらよいでしょうか。消毒費用等の助成制度はありますか？

A. テーブルやドアノブなど多くの人が手を触れる場所は、市販の塩素系漂白剤を次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるよう薄めたもの（※）やアルコールで拭いてください。

（※原液濃度5%の塩素系漂白剤の場合：5ml（キャップ1杯）を水500mlで希釈）
消毒費用については、一般事業所への助成制度はありません。

Q. 会社の従業員のうち1人が濃厚接触者と特定されました。会社内に陽性者はいませんが、どのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. **現時点で特別な対応は不要**です。引き続き一般的な感染予防対策を徹底し、**体調不良の従業員がいる場合には速やかに医療機関を受診**するよう御案内ください。

Q. 療養終了後、職場に復帰するにあたって、陰性証明が必要と言われたのですが、どうすればよいでしょうか？

A. 国が定めた基準を満たして療養を終了した方については、他者に感染させる可能性がないことから、**職場復帰に際しての再検査や陰性証明を保健所が行うことはありません**。職場等で勤務を再開するに当たり、職場等に証明を提出する必要がない旨厚生労働省が示しています。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html

静岡県 コロナ よくある質問

